

## 介護事業所 I C T 導入支援事業実施要綱

### 1 趣旨

この要綱は、愛知県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)に基づく介護事業所 I C T 導入支援事業について、必要な事項を定めるものとする。

### 2 事業の内容

事業の内容について、次のとおり定める。

#### (1) 目的

介護現場への I C T の導入を支援することにより、介護業務の効率化を図るとともに、介護従事者の負担軽減を図る。

#### (2) 補助対象事業者

愛知県内に所在する介護保険に基づく指定介護サービス事業所及び施設（以下「介護施設等」という。）の開設者とする。

#### (3) 導入機器等の要件

ア 導入するソフトウェアは、記録業務、情報共有業務(事業所内外の情報連携含む。)、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっている介護ソフトであること（転記等の業務が発生しないこと）。また、複数の介護ソフトを連携させることや、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により、一気通貫となる（転記等の業務が発生しなくなる）場合も対象とする。

イ 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等（居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画や介護予防サービス計画に基づきサービス提供をするものに限る。）の場合には、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたものであること。ただし、実装状況を鑑み、令和 2 年度においては、当該年度中に上記標準仕様に準じたものに対応することで差し支えないものとする。

ウ 既に介護ソフトによって一気通貫となっている場合は、新たにタブレット端末等やバックオフィス業務用のソフトを導入することのみも対象とする。ただし、タブレット端末等を導入する際にあつては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること（補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫すること）。また、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。

エ 導入する介護ソフトについて、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること（有償・無償を問わない）。また、研究開発品でなく、企業が保証する商用の製品であり、販売価格等が公表されており、一般に購入又はリース等できる状態にあること。

#### (4) 事業実施の要件

- ア タブレット端末等による音声入力機能の活用を推奨すること。
- イ 本事業により I C Tを導入した事業所においては、「CHASE」（ケアの内容や利用者の変化などに関する情報を収集・蓄積するためのデータベース）による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。
- ウ I C T導入に関して他事業者からの照会等に応ずること。
- エ 交付決定前に導入のための契約を締結したもの及び申請年度の3月31日までに導入が完了しなかったものは対象としない。
- オ リース等により導入する場合は、3年以上のリース等期間とし、対象となる期間は当該年度分（当該年度の3月末までの経費）に限る。なお初年度については初期費用を含むものとする。
- カ 補助事業者は、本事業により導入した I C T機器について、3年を経過する前に処分し、又はリース等の契約を解除した場合、既に受けた補助金の全額を返還しなければならない。ただし、リース等により導入した I C T機器を購入するためにリース等の契約を解除した場合は、この限りではない。
- キ 経済産業省が実施している「I T導入補助金」等他の補助を受ける部分及び「介護ロボット導入支援事業」の対象となるものについては対象外とする。

#### (5) I C T導入計画書の作成等

- ア 補助事業者は、交付要綱で定める別紙様式1に基づく別紙1により、介護従事者の負担軽減及び業務の効率化のため、達成すべき目標、導入すべき機器等及び期待される効果等を記載した I C T機器導入計画書を作成し、別に定める日までに県に提出するものとする。
- イ 県は、アに基づき補助事業者から提出のあった導入計画書を公表するものとする。
- ウ 本事業により I C T導入を行った補助事業者は、事業完了の翌年度4月末日までに、実施要綱別紙1 導入実績報告書により、県へ導入内容等を報告するものとする。
- エ 県は、ウに基づき補助事業者から提出のあった導入実績報告書を取りまとめ、事業実施年度の翌年度の6月末日までに厚生労働省老健局（以下、国という。）に提出するものとする。なお、当該報告書の内容については、国において公表される。

#### (6) 補助の回数

1事業所あたり1回とする。ただし、補助額の合計が、交付要綱別表第3欄に定める基準額に第6欄に定める補助率を乗じた額（以下、「補助上限額」という。）の範囲内であれば、2回目の補助を受けることができるものとし、2回目の補助額は補助上限額から1回目の補助額を除いた金額を上限とする。なお、1回目において補助を受けた機器のリース代や保守・サポートに係る経費等恒常的な費用については補助を受けることはできないものとする。

### 3 その他

- (1) 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は関係職員に帳簿その他関係書類を検査させ、若しくは補助事業者に質問することができる。
- (2) 補助事業者は、(1) の検査等に積極的に協力するものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

この要綱は、令和2年3月30日から施行する。

この要綱は、令和2年8月12日から施行し、令和2年4月30日から施行する。